

平成28年6月1日

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

 株式会社 **京都銀行**

取締役頭取 土井伸宏

## 第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)
2. 場 所 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

#### 当行本店7階ホール

### 3. 目 的 事 項

#### 報 告 事 項

1. 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件
2. 第113期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決 議 事 項

##### 第1号議案

剰余金の処分の件

##### 第2号議案

取締役11名選任の件

### **【書面による議決権行使】**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### **【電磁的方法（インターネット）による議決権行使】**

後記の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスし、画面の案内に従って議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

### **【重複行使の取り扱い】**

議決権行使書用紙とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

また、インターネットで議決権を重複して行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしたします。

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「連結株主資本等変動計算書」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づきインターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。  
なお、会計監査人および監査役が監査した計算書類および連結計算書類は、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当行ウェブサイトに掲載している「個別注記表」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「連結株主資本等変動計算書」となります。
  - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
  - 株主総会参考書類第2号議案の取締役候補者11名の詳細（略歴、顔写真等）については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。
  - 当行ウェブサイトのアドレスは次のとおりです。  
（<http://www.kyotobank.co.jp/investor/index.html>）

# 第113期（平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 銀行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務などを行い、地域に密着した事業活動を推進いたしております。

#### 金融経済環境

当期のわが国経済は、消費税増税の影響から脱しつつ、原油安やインバウンド需要の下支えもあり、緩やかな回復基調の中でスタートいたしました。しかしながら、夏場以降、新興国を中心とした海外経済の減速とともに、輸出や生産が伸び悩み、企業の設備投資も慎重な姿勢が続きました。また、個人消費は、所得の伸び悩みなどから節約志向が強まり、幾分弱めの動きが広がることとなりました。期後半には、米国の金融政策の見直しに対する不透明感などから、年明け以降一転して円高・株安が進行したほか、日本銀行によるマイナス金利政策の導入が却って金融市場の混乱を招くという誤算が生じるなど、景気の先行き懸念が広がる中で期を終えることとなりました。

#### 事業の経過及び成果

このような環境のもと、当行は、第5次中期経営計画「ビジョン75 いい銀行づくり」（平成26年度～28年度）に基づき、新たな経営ビジョン「広域型地方銀行・第2ステージ」のもと、計画に掲げる営業戦略、人材戦略、業務改革戦略に沿った諸施策を推進した結果、第113期の決算は次のとおりとなりました。

#### 預金および譲渡性預金

預金につきましては、個人預金および法人預金を中心に期中1,274億円増加して、6兆4,107億円となりました。一方、譲渡性預金につきましては、期中1,174億円減少して、

期末残高は8,015億円となりました。この結果、預金および譲渡性預金の合計では、期中100億円増加して、期末残高は7兆2,122億円となりました。

### 貸出金

企業向け貸出が資金需要への積極的な対応で増加したのに加え、住宅ローンを中心とした個人向け貸出も堅調に増加したため、全体では期中2,516億円増加して、期末残高は4兆6,064億円となりました。

### 有価証券

金利や株価、為替などの市場動向に注視しながら機動的かつ効率的な運用に努めました結果、国債などが減少したことを主因に3,586億円減少して、期末残高は2兆8,065億円となりました。なお、このうち時価会計に伴う評価差額（含み益）は、期中890億円減少して、当期末現在で3,924億円となっております。

### 損益状況

当期も厳しい収益環境が続く中であって、当行は、資産の効率的な運用・調達、および経営全般の効率化・合理化に鋭意努めるとともに、資産内容の健全性向上の観点から、厳格な資産の自己査定による償却・引当等に積極的に対応いたしました。その結果、経常利益は、国債等債券損益が増加したものの、資金運用収益および株式等関係損益の減少などから、前年度比20億90百万円減少して314億42百万円となりました。一方、当期純利益は、前年度比29百万円増加して204億36百万円となり、堅調な利益水準を確保することができました。

広域型地方銀行を標榜する当行は、「営業拠点・営業戦力の拡充・配置」を展開した第1ステージから舞台を移し、第2ステージでは「磐石な顧客基盤の確立による収益力強靱化と持続的成長」をめざして、店舗ネットワークの拡充、諸施策の推進、商品・サービス開発などについて、次のとおり取り組みました。

## 店舗・店舗外 ATM

昨年7月には、高槻支店（大阪府高槻市）を新築移転し、ご相談ブースや土曜日もご利用いただける全自動貸金庫を設置するなど店舗機能を一層拡充いたしましたほか、本年1月には、旧高槻支店跡地の旧店舗をリニューアルして高槻城北支店（大阪府高槻市）を開設しました。

また、昨年12月には、東京支店を移転して東京営業部（東京都千代田区）へ昇格させ、営業人員を充実し営業力の一層の強化を図りました。新拠点には、営業支援部のM&A専任者を常駐させたほか、市場金融部、証券国際部（東京駐在）、東京事務所およびグループ会社である株式会社京都総合経済研究所の東京経済調査部も移転し、機能を集中することにより、より一層の金融サービスの充実を図っております。

このように当行は、広域型地方銀行としての成長戦略実現をめざして、店舗ネットワークの拡充や店舗機能の強化を図りました結果、当期末現在の当行の店舗数は169か店、店舗外ATM（現金自動設備）の設置箇所数は313か所となりました。

## 法人部門

企業向け、とりわけ中小企業向け融資の取り組みにつきましては、さまざまな手法による拡大強化を図り、また、多様化・高度化するお取引先のニーズにお応えするなど、地域経済の活性化に向けたサポートを積極的に推進しました。

昨年4月には、営業支援部内に「M&A推進室」を設置し、企業の成長戦略や事業承継などに対する課題解決へのサポート体制を強化しました。

また、同年11月には、京都大学に関連する人材・知財や最先端の研究成果を利活用するベンチャー企業などに対して投資を行う「みやこ京大イノベーションファンド」へ出資しました。本年2月には、将来成長が期待できる創業企業やベンチャー企業、中小企業などのほか、事業承継ニーズを有する中小企業などに投資を行う「京銀輝く未来応援ファンド」を、グループ会社の京銀リース・キャピタル株式会社と共同で設立しました。

さらに、「地域再生・活性化ネットワーク」に参加する地方銀行9行の合同企画では、地域の特産品と首都圏の百貨店など小売業者のバイヤーやホテル・レストランのシェフをつなぐ「首都圏バイヤー&シェフチャレンジ」を実施するなど、お取引先の販路拡大やピ

ジネスマッチングにもさまざまな形で取り組んでおります。

一方、アジア各国に関する情報提供や進出相談など、お取引先のサポート体制強化にも積極的に取り組んでおり、昨年8月には、ベトナム北部・ハノイに本店を置く大手銀行のベトナム投資開発銀行と業務提携したほか、本年3月には、香港最大の独立系地場銀行の東亜銀行と業務提携しました。

また、昨年9月には、「京銀私募債『未来にエール』～次世代を担うこどもたちへ～」の取り扱いを開始し、当行が発行企業から受け取る発行手数料の一部で図書や備品などを購入し、発行企業にご指定いただいた学校に寄贈することによって、発行企業と当行がこどもたちの成長を支援しております。

## 個人部門

個人のお取引先に対する取り組みといたしましては、引き続き住宅ローンの増量拡大を図ります一方、お客さまの資産形成をサポートするため、「NISA（少額投資非課税制度）」活用のご案内や、投資信託や保険などの取り扱い商品の充実を図っております。

昨年10月には、住宅ローンの営業体制を強化するため、土曜日・日曜日も営業する「ローン営業部」を設置（本店東館内、下鴨支店内、大阪営業部内の計3か所）し、お客さまにスピーディかつきめ細かに対応しております。

また、お客さまの多様な資金ニーズへの対応力を強化するため、昨年5月には、「京銀住宅リフォームローン」のお借入限度額を10百万円から15百万円に引き上げたほか、同年10月には、さまざまなお使い道にご利用いただける「京銀フリーローン グッドサポート」の取り扱いや、同年11月には、京町家の保全・再生に貢献するための「京銀住宅ローン京町家プラン」の取り扱いを開始しました。

さらに、お客さまの利便性向上を図るため非対面チャネルの整備にも取り組み、インターネット・スマートフォンバンキングの機能を拡充したほか、「京銀カードローン<sup>ワイド</sup>」や「京銀マイカーローン」など消費者ローンのインターネットでの申し込み受付を開始しました。



## 社会貢献活動など CSR の取り組み

大規模広域災害時においても京都の活力を維持・向上させることを目的に、平成26年9月に京都府と当行との間で締結した「京都BCPの推進に関する包括協定」を踏まえ、京都府の防災体制の整備に協力するために、昨年5月、災害時機動車両2台を京都府に寄贈しました。また、本年3月には、京都府および京都府内に本店を置く3信用金庫と「大規模災害発生時における相互支援協定」を締結し、大規模広域災害などの危機事象時において、相互に協力して京都府内の金融機能の維持または早期復旧に努めてまいります。さらに、昨年9月には、「地域再生・活性化ネットワーク」に参加する地方銀行9行で、「大規模災害発生時の広域相互支援協定」を締結しております。

一方、聴覚に障がいをお持ちのお客さまやご高齢のお客さまに、より安心して当行をご利用いただけるよう、話す側の声を明瞭にし聴く側の聴こえを改善する卓上型対話支援システム「COMUOON」を、順次、営業店の窓口などに設置しております。

また、政府が推進する地方創生に関連した取り組みとしては、グループ会社の株式会社京都総合経済研究所と連携し、地方公共団体の地方版総合戦略の策定・推進に協力するなど、地域の活性化に取り組んでおります。

このほかにも、店舗ロビーで開催する「京都観光写真展」や「海の京都展」での京都の観光地や京都府北部地域の紹介、地元スポーツチームのサポート、「京銀ふれあいの森」での森林整備活動など、さまざまな取り組みの一段の強化を図り、地域社会への貢献活動、社会的責任活動にも積極的に取り組んでおります。

## 当行グループの事業活動について

当行グループは、当行および連結子会社7社で構成され、烏丸商事株式会社（不動産管理・賃貸業務など）、京銀ビジネスサービス株式会社（事務代行業務）、京都信用保証サービス株式会社（信用保証業務）、京銀リース・キャピタル株式会社（リース業務、投資業務）、京都クレジットサービス株式会社（クレジットカード業務）、京銀カードサービス株式会社（クレジットカード業務）、株式会社京都総合経済研究所（経済調査・研究業務、経営相談業務）の各社が、当行とともにそれぞれ地域に密着した事業活動を推進しております。

なお、当期における当グループの営業の成果は、連結経常利益で340億88百万円、親

会社株主に帰属する当期純利益で213億22百万円となりました。

## 当行の対処すべき課題

わが国では、人口の減少や経済のグローバル化による生産拠点の海外移転など社会・経済構造の変化が一段と進み、中長期的な経済規模の縮小が懸念されております。地方経済においては、事業所数の減少や社会インフラの老朽化などの課題を抱える中、地方公共団体による地方創生に向けた取り組みが展開されております。

一方、銀行業界においては、日本銀行によるマイナス金利政策の導入で金融緩和政策が一段と進み、経営環境は、かつてないほどの大きな変化に直面し厳しさを増しております。

こうした中、当行は、第5次中期経営計画「ビジョン75 いい銀行づくり」（平成26年度～28年度）の最終年度を迎えるにあたり、こうした変化に対応した、あるいは次なる変化を先取りした経営を実践してまいります。

すなわち、地域産業の育成や地域企業の生産性向上を念頭に置いた、質の高い金融仲介機能を発揮するべく、地方公共団体などとの連携を含めた、なお一層の対応力の強化やコンサルティング機能の充実などによって地域活性化に努め、当行の成長につなげてまいります。

同時に、広域型地方銀行を標榜し構築を進めてきた地元京都を中心とする店舗ネットワークに、非対面チャネルを組み合わせ、資金調達のみならず資産運用や資金決済などのお客さまのニーズに的確に対応することで、取引の拡大・深耕を通じて収益力をさらに高め、より一段の成長に向けての強固な経営基盤を構築してまいります。

そして、お客さまの多様なニーズに幅広く対応できるよう、専門的なノウハウや知識を身につけた人材の育成、テクノロジーの活用などによる新しい金融サービスの提供や業務の効率化、グループ会社との連携による総合金融サービスの提供など、より中長期的な視点に立った取り組みを推進してまいります。

また、グループ全役職員に対するコンプライアンスの徹底に、なお一層取り組んでまいります。

こうした経営の課題にスピード感をもって取り組むことによって、地域とともに歩む金融機関として、「地域社会の繁栄に奉仕する」という当行の経営理念を力強く実践してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	60,915	62,991	62,832	64,107
定期性預金	26,392	26,583	25,135	25,383
その他	34,522	36,408	37,696	38,724
社 債	150	150	—	—
新株予約権付社債	299	—	—	—
貸 出 金	41,264	42,232	43,548	46,064
個人向け	13,052	13,498	13,590	13,815
中小企業向け	16,261	16,557	16,993	17,890
その他	11,950	12,176	12,964	14,358
商品有価証券	15	1	1	5
有 価 証 券	30,317	31,935	31,651	28,065
国 債	10,715	11,955	11,182	9,412
その他	19,602	19,979	20,469	18,652
総 資 産	76,158	78,807	82,428	81,436
内 国 為 替 取 扱 高	337,834	371,007	387,215	394,377
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 12,925	百万ドル 10,640	百万ドル 9,675	百万ドル 10,523
経 常 利 益	百万円 24,783	百万円 26,411	百万円 33,533	百万円 31,442
当 期 純 利 益	百万円 14,449	百万円 16,095	百万円 20,406	百万円 20,436
1株当たりの当期純利益	円 銭 38.23	円 銭 42.59	円 銭 54.00	円 銭 54.06

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### (参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	1,120	1,058	1,149	1,126
経 常 利 益	280	286	362	340
親会社株主に帰属する当期純利益	175	167	212	213
純 資 産 額	4,630	5,456	6,958	6,530
総 資 産	76,268	78,938	82,553	81,544

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、平成27年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。  
 3. 平成24年度の当期純利益には連結子会社の普通株式の一部を追加取得したことによる負ののれん発生益29億円が含まれております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,410人	3,370人
平 均 年 齢	36年 8 月	36年 5 月
平 均 勤 続 年 数	12年 2 月	12年 0 月
平 均 給 与 月 額	389千円	370千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。  
3. 平均給与月額は、賞与を除く 3 月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
京 都 府	111店 <sup>うち出張所</sup> ( 5 )	111店 <sup>うち出張所</sup> ( 5 )
大 阪 府	29 ( - )	28 ( - )
滋 賀 県	12 ( - )	12 ( - )
奈 良 県	7 ( - )	7 ( - )
兵 庫 県	8 ( - )	8 ( - )
愛 知 県	1 ( - )	1 ( - )
東 京 都	1 ( - )	1 ( - )
合 計	169 ( 5 )	168 ( 5 )

- (注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、店舗外現金自動設備を313か所（前年度末315か所）、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を20,728か所（前年度末19,355か所）、それぞれ設置しております。

□. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
高 槻 城 北 支 店	大阪府高槻市城北町二丁目14番20号

(注) 上記のほか、当年度において次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

[店舗外現金自動設備の新設]

城北出張所	(大阪府高槻市)
イオンモール四條畷出張所	(大阪府四條畷市)
ららぽーと EXPOCITY 出張所	(大阪府吹田市)

[店舗外現金自動設備の廃止]

京阪中之島駅出張所	(大阪市北区)
京阪渡辺橋駅出張所	(大阪市北区)
小野出張所	(京都市山科区)
城北出張所	(大阪府高槻市)
京都産業会館出張所	(京都市下京区)

また、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備は1,373か所増加いたしました。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	3,366
---------------	-------

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新設、移転（3か店）	1,288

- (注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。  
2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

## (6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
烏丸商事株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	不動産管理・賃貸業務、 当行役職員への商品等 あっ旋業務	昭和33年 10月1日	百万円 10	% 100.00	—
京銀ビジネス株式会社	京都市南区上烏羽南塔ノ本町25番地	事務代行業務	昭和58年 7月1日	百万円 10	% 100.00	—
京都信用保証株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	信用保証業務	昭和54年 10月18日	百万円 30	% 49.00 ( — )	(注) 4
京銀リース・キャピタル株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	リース業務、投資業務	昭和60年 6月10日	百万円 100	% 89.09 (66.66)	(注) 4
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	昭和57年 11月15日	百万円 50	% 92.10 (62.10)	(注) 4
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	平成元年 9月18日	百万円 50	% 80.00 (55.00)	(注) 4
株式会社京都総合経済研究所	京都市下京区烏丸通松原上る葉師前町700番地	経済調査・研究業務、 経営相談業務	昭和62年 4月1日	百万円 30	% 100.00 (78.33)	(注) 4

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の( )内は、子法人等による間接所有の割合(内書き)であります。  
4. 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等であります。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

## (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
高 崎 秀 夫	取締役会長（代表取締役）		
土 井 伸 宏	取締役頭取（代表取締役）		
豊 部 克 之	専務取締役（代表取締役） 総合企画部・広報部・証券国際部・海外駐在員事務所担当		
小 林 正 幸	専務取締役 リスク統轄部・コンプライアンス統轄部・事務部・事務センター・システム部・監査部担当		
井野口 順 治	専務取締役 市場金融部・秘書室・人事部・金融大学校・東京事務所担当		
仲 雅 彦	常務取締役 審査部門統括（融資審査部）・公務部・総務部担当		
人 見 浩 司	常務取締役 本店営業部長		
阿 南 雅 哉	常務取締役 営業統轄部・営業支援部・個人営業部担当		
柏 原 康 夫	取締役相談役		
岩 橋 俊 郎	取締役 融資審査部長		
中 間 信 一	取締役（社外取締役）		
小石原 範 和	取締役（社外取締役）		
西 山 忠 彦	常任監査役（常勤）		
松 村 孝 之	常任監査役（常勤）		
佐 藤 信 昭	監査役（社外監査役）	サムティ株式会社社外取締役 株式会社ロイヤルホテル社外監査役	
石 橋 正 紀	監査役（社外監査役）	西宮市包括外部監査人 シークス株式会社社外監査役	

- (注) 1. 取締役中間信一氏、取締役小石原範和氏、監査役佐藤信昭氏および監査役石橋正紀氏は、東京証券取引所に  
対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役石橋正紀氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を  
有するものであります。



## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	15	487
監 査 役	7	61
計	22	548

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第103期定時株主総会において、年額600百万円以内と決議いただいております。  
また、監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第105期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与金90百万円ならびに株式報酬型ストックオプション報酬額84百万円を含めております。なお、株式報酬型ストックオプションの報酬枠（年額150百万円以内）は、平成20年6月27日開催の第105期定時株主総会において決議いただいております。
3. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は40百万円であります。
4. 支給人数には、平成27年6月26日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名を含めております。

## (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
中 間 信 一	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
小石原 範 和	
佐 藤 信 昭	
石 橋 正 紀	

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
中 間 信 一	
小石原 範 和	
佐 藤 信 昭	サムティ株式会社社外取締役、株式会社ロイヤルホテル社外監査役
石 橋 正 紀	西宮市包括外部監査人、シークス株式会社社外監査役

(注) 社外役員の重要な兼職先と当行の間には、特筆すべき取引関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
中 間 信 一	10年 (監査役)	当期開催の取締役会(4回)及び監査役会(4回)の全てに出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
	9か月 (取締役)	当期開催の取締役会(10回)の全てに出席しております。	
小石原 範 和	9か月	当期開催の取締役会(10回)の全てに出席しております。	長年にわたる行政の責任者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、必要に応じ意見を述べております。
佐 藤 信 昭	9か月	当期開催の取締役会(10回)及び監査役会(11回)の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
石 橋 正 紀	9か月	当期開催の取締役会(10回)及び監査役会(11回)の全てに出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5	24

#### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 1,000,000千株  
 発行済株式の総数 379,203千株  
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 10,193名

#### (3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	15,169 千株	4.01 %
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	13,393	3.54
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	12,501	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,573	2.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,994	2.11
京 セ ラ 株 式 会 社	7,980	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・オムロン株式会社口)	7,640	2.02
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	7,136	1.88
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	6,590	1.74
京 都 銀 行 従 業 員 持 株 会	6,269	1.65

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(1,210千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	①新株予約権の割当日 平成20年7月29日 ②新株予約権の数 459個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 45,900株 ④新株予約権の行使期間 平成20年7月30日から平成50年7月29日まで ⑤権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	6名
	①新株予約権の割当日 平成21年7月29日 ②新株予約権の数 595個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 59,500株 ④新株予約権の行使期間 平成21年7月30日から平成51年7月29日まで ⑤権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	6名
	①新株予約権の割当日 平成22年7月29日 ②新株予約権の数 782個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 78,200株 ④新株予約権の行使期間 平成22年7月30日から平成52年7月29日まで ⑤権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	6名
	①新株予約権の割当日 平成23年8月1日 ②新株予約権の数 802個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 80,200株 ④新株予約権の行使期間 平成23年8月2日から平成53年8月1日まで ⑤権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	6名
	①新株予約権の割当日 平成24年7月30日 ②新株予約権の数 985個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 98,500株 ④新株予約権の行使期間 平成24年7月31日から平成54年7月30日まで ⑤権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	9名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	①新株予約権の割当日 平成25年7月30日 ②新株予約権の数 896個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 89,600株 ④新株予約権の行使期間 平成25年7月31日から平成55年7月30日まで ⑤権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	9名
	①新株予約権の割当日 平成26年7月30日 ②新株予約権の数 758個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 75,800株 ④新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成56年7月30日まで ⑤権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	10名
	①新株予約権の割当日 平成27年7月30日 ②新株予約権の数 573個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 57,300株 ④新株予約権の行使期間 平成27年7月31日から平成57年7月30日まで ⑤権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	10名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人	①新株予約権の割当日 平成27年7月30日 ②新株予約権の数 178個 ③目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 17,800株 ④新株予約権の行使期間 平成27年7月31日から平成57年7月30日まで ⑤権利行使価額(1株当たり) 1円 ⑥権利行使についての条件 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。	14名
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	—	—

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 山口 弘志 指定有限責任社員 大竹 新	61	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検証したうえで、会計監査人の報酬の額について同意を行っております。 非監査業務として次の業務があります。 ・顧客情報管理態勢等に関する外部評価業務

(注) 当行、子会社および子法人等が当行の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は64百万円です。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当行の監査業務に重大な支障を来すと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続きを行います。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制

当行は取締役会で内部統制システムの基本方針を次のとおり決議しております。

### (1) 当行および当行グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つと位置付け、当行および当行グループ会社の役職員がその徹底をはかります。そのための遵守基準となる企業倫理・行動規範等を制定しております。
- ② コンプライアンス推進体制として、当行本部にコンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各部店・各グループ会社にコンプライアンス担当者を置き、指導・研修・点検・報告を徹底しております。また、不正行為を発見し



た場合の行内通報制度等を設けております。

- ③ 当行は、毎年度、コンプライアンス・プログラムを作成し、コンプライアンスの計画的な推進をはかるとともに、定期的に進捗状況を取締役に報告しております。
- ④ 当行および当行グループ会社は、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」等の諸規程を制定しております。
- ⑤ 当行および当行グループ会社は、反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備しております。
- ⑥ 当行の監査部は、取締役会直轄組織とし、各部店・各グループ会社のコンプライアンス状況を監査し、取締役会に報告しております。

## (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当行の取締役会は「情報セキュリティポリシー」で情報の保存および管理の方法に関する事項を定め、情報文書等の保存・管理体制を整備しております。

## (3) 当行および当行グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行は「統合的リスク管理規程」により、以下の主要なリスクをはじめ、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、環境変化に適切に対応できる内部管理体制を定めております。  
(ア) 市場リスク、(イ) 流動性リスク、(ウ) 信用リスク、(エ) オペレーショナル・リスク(事務リスク、情報セキュリティリスク(情報リスク、システムリスク)、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク)、(オ) 評判リスク

② 当行は、当行グループ会社に対しても、各社の事業内容や規模等に応じて、前項に準じたリスク管理を行います。

③ 当行は、地震・火災等の災害発生や各種リスクの顕在化等の突発的な事象に対処していくため、「非常事態対策本部設置規程」を定めるとともに、具体的な対応手順として「コンティンジェンシープラン」等を整備しております。また、当行グループ会社においても、当行に準じ、「コンティンジェンシープラン」等を整備することとします。

## (4) 当行および当行グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当行は取締役会において役職員が共有する全行的な目標を定めた中期経営計画(期間2～3年)を策定し、それに基づき年度(半期見直し)を期間とする業務運営方針、

半期ごとの総合予算を定め、各取締役が各自の分掌ごとに業務遂行をはかる体制としております。また、当行グループ会社においても、当行の中期経営計画を共有し、それを元に各社における業務遂行をはかることとします。

- ② 当行はこれらの進捗状況について、取締役会において半期ごとに計画の成果と課題を把握し、さらに四半期ごとに予算・決算の状況を管理することにより、取締役の相互牽制、業務執行の監督を行っております。
- ③ 当行および当行グループ会社の具体的な業務の遂行にあたっては、行内規程等に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行うこととしております。

**(5) 当行および当行グループ会社の財務報告の適正性を確保するための体制**

当行は財務報告に係る内部統制について、「財務報告内部統制規程」で基本方針を定め、当行および当行グループ会社の財務報告の適正性を確保しております。

**(6) 当行および当行グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当行グループ会社の取締役の職務の遂行に係る当行への報告に関する体制**

- ① 当行グループ会社の経営に関して、基本事項については総合企画部、人事事項については人事部、日常業務の運営については各業務推進担当部が管理する体制とし、内規においてその職務分担を明記しております。
- ② 当行グループ会社の業務遂行については、業務推進担当部長等が各社の取締役となり、取締役会への出席、営業概況報告等を通じて状況の把握、指導を行うほか、半期ごとに資産査定ならびに決算結果について当行の取締役会へ報告することとしております。
- ③ 当行の監査部は、当行および当行グループ会社の内部監査を実施し、また、当行の監査役は当行グループ会社の監査役を兼任しております。これにより、当行および当行グループ会社の監査等を横断的に実施し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

**(7) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制**

監査役会事務局に監査役会、監査役の職務を補助する使用人として専属の担当者を置くこととします。

**(8) 当行の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実行性に関する事項**

監査役補助者は業務執行にかかる役職は兼務しないものとし、取締役の指揮・監督

を受けない監査役直属の使用人とします。

**(9) 当行の取締役および使用人、並びに当行グループ会社の取締役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当行の監査役に対し、常務会・ALM会議・コンプライアンス委員会・非常事態対策本部会議等の重要な会議への出席を求め、それらの会議を通じて、当行および当行グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、業務執行状況として重要な事項、内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、行内通報制度等による通報状況、その他経営上重要な事項を報告します。
- ② 当行の監査役から業務および財産に関する報告を求められた場合は、当行および当行グループ会社の取締役および使用人は、これに応じることとしております。
- ③ 前項の報告をしたことを理由に当該報告者は不利益な取扱いを受けないこととします。また、当行および当行グループ会社の行内通報制度等において、通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定します。

**(10) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当行は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。また、監査役が、必要に応じ弁護士等の外部専門家を活用する場合の費用についても同様とします。

**(11) その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当行の代表取締役を含め役付取締役は、当行の監査役会と定期的に会合をもち、当行の経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換するものとしております。
- ② 当行の監査役が監査部へ指示、命令した業務の遂行については、監査部員は「監査役からの指示・命令により処理する」ことを内規および職務権限規程に明記し、実効性を確保することとします。
- ③ 当行の監査役は監査部と情報交換を定期的に行い、連携をはかることとします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

- ・コンプライアンスを経営の最重要課題の一つに位置付け、そのための遵守基準として「私達の企業倫理と行動規範」を制定しております。
- ・各種研修、勉強会等においてコンプライアンスの重要性について繰り返し徹底しております。
- ・コンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンス上の課題とその対応策について確認し、議論しております。
- ・コンプライアンス・プログラムを策定し、計画的な推進をはかるとともに定期的に進捗状況等を取締役に報告しております。

(2) リスク管理に関する取組み

- ・ALM会議、信用リスク管理委員会、オペレーショナル・リスク会議等にてリスクの管理状況を確認するとともに、定期的を取締役に報告しております。
- ・当行グループ会社の管理に関しては、業務推進とリスク管理等を異なる部署が分担する体制に改正するとともに、当行グループ会社からの報告基準を明確化しております。

(3) 職務執行の適正性および効率性に関する取組み

- ・中期経営計画（平成26年度～28年度）に基づき業務運営方針、総合予算を定め、各取締役が各自の分掌ごとに業務遂行をはかる体制としております。
- ・業務遂行にあたっては、行内規程等に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行っております。
- ・業務執行状況については、定期的を取締役に報告しております。

(4) 監査役監査に関する取組み

- ・監査役は、取締役会をはじめ、常務会、ALM会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議へ出席し、業務執行状況やリスク管理の状況等を確認しております。
- ・また、監査の実効性を高めるため、代表取締役を含めた役付取締役ならびに監査部および会計監査人等と定期的に情報交換・意見交換を行っております。

**9. 特定完全子会社に関する事項**

該当ありません。

**10. 親会社等との間の取引に関する事項**

該当ありません。

**11. 会計参与に関する事項**

該当ありません。

**12. その他**

該当ありません。

# 第113期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け	592,264	預金	6,410,736
現金	77,002	当座預金	269,414
預け	515,262	普通預金	3,300,167
コ一ル口一	34,166	貯蓄預金	83,265
買入金有価証券	6,520	通知預金	18,983
商品有価証券	504	定期預金	2,512,495
商品有価証券	57	定額積	25,832
商場地信託	447	その他の預金	200,576
金銭の信託	2,878	譲渡性預金	801,506
有価証券	2,806,538	コーマネ一	35,832
国債	941,278	債券借取引受入担保金	24,238
地方債	364,174	借入金	38,432
株式	794,913	外国為替	38,432
その他の証券	518,942	外国為替	215
貸出	187,229	売渡外国為替	215
引手形手貸付	4,606,441	未決済為替	45,604
証券書座貸付	25,774	未払法人税	0
当座貸付	102,204	未払費用	3,451
外国為替	4,036,328	前受収益	5,881
外買立	442,133	従業員預り金	1,704
外国店預け	3,957	給付補填備金	1,541
買入外為替	2,079	金融派生商品	18
その他の資産	1,406	資産除去債務	7,267
未決済為替	472	その他の負債	29
未収収益	13,947	退職給付引当金	266
金融派生の資産	0	睡眠預金払戻損失引当金	25,442
有形固定資産	4,640	繰延税金負債	29,366
建物	6,279	再評価に係る繰延税金負債	350
土	3,026	支払承諾	1,159
建設仮勘定	81,214	負債の部合計	97,915
その他の有形固定資産	29,822	(純資産の部)	0
無形固定資産	43,513	資本剰余金	15,284
ソフトウエ	18	資本準備金	7,500,642
リース資産	886	利益剰余金	42,103
その他の無形固定資産	6,972	利益準備金	30,301
支払承諾見返	2,848	その他利益剰余金	30,301
貸倒引当金	2,548	別途積立金	299,623
	8	繰越利益剰余金	17,456
	291	自己株式	282,167
	15,284	株主資本合計	258,875
	△ 22,899	繰延ヘッジ損益	23,292
		土地再評価差額金	△ 1,121
		評価・換算差額等合計	370,907
		新株予約権	274,282
		純資産の部合計	△ 2,684
		負債及び純資産の部合計	1
			271,599
			518
			643,025
<b>資産の部合計</b>	<b>8,143,667</b>		<b>8,143,667</b>



第113期 (平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位: 百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		104,654
資	金 運 用 収 益	76,098	
	貸 出 金 利 息 配 当	49,237	
	有 価 証 券 利 息	26,144	
	口 金 一 利	208	
	預 け 他 の 受 入 利 息	4	
	そ の 他 の 引 等 収 益	502	
役	務 取 引 替 手 数 収 益	15,666	
	受 入 為 替 役 務 収 益	4,754	
	そ の 他 の 業 務 収 益	10,912	
	外 国 為 替 売 買 益	7,455	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	606	
	国 債 等 債 券 売 却 益	5	
	金 融 派 他 の 生 業 務 収 益	6,394	
	そ の 他 の 経 常 収 益	449	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	0	
	株 式 等 の 売 却 益	5,434	
	そ の 他 の 経 常 収 益	999	
	株 式 等 の 経 常 収 益	1,989	
	そ の 他 の 経 常 収 益	2,444	
経	資 金 調 達 費 用	5,689	73,211
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	2,973	
	口 金 一 利	778	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	132	
	借 用 金 プ 支 払 利 息	56	
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	639	
	そ の 他 の 引 支 払 利 息	1,094	
	役 務 取 引 替 手 数 費 用	12	
	支 払 の 他 の 業 務 費 用	6,669	
	そ の 他 の 業 務 費 用	852	
	国 債 等 債 券 売 却 損	5,817	
	營 業 費 用	372	
	そ の 他 の 経 常 費 用	372	
	株 式 等 の 売 却 損	57,226	
	株 式 等 の 償 還 費 用	3,254	
	金 銭 の 信 託 経 常 費 用	1,924	
	そ の 他 の 利 益	154	
	常 利	120	
	特 別 利	1,054	
特	定 資 産 処 分 益		31,442
	固 定 資 産 損 失	145	145
	固 定 資 産 処 分 損		277
	引 前 当 期 純 利 事 業 税	277	
税	法 人 税、 住 民 税 等		31,310
法	法 人 税	9,061	
法	法 人 税	1,812	
当	期 純 利		10,873
			20,436

## 連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け金	592,840	預 金	6,394,225
コールローン及び買入手形	34,166	譲 渡 性 預 金	796,506
買入金銭債権	11,927	コールマネー及び売渡手形	35,832
商品有価証券	504	債券貸借取引受入担保金	24,238
金銭の信託	2,878	借 用 金	39,052
有 価 証 券	2,807,154	外 国 為 替	215
貸 出 金	4,598,410	そ の 他 負 債	61,541
外 国 為 替	3,957	退職給付に係る負債	37,452
リース債権及びリース投資資産	10,043	睡眠預金払戻損失引当金	350
そ の 他 資 産	17,948	偶 発 損 失 引 当 金	1,159
有 形 固 定 資 産	81,926	繰 延 税 金 負 債	95,505
建 物	30,238	再評価に係る繰延税金負債	0
土 地	43,771	支 払 承 諾	15,284
建設仮勘定	886	<b>負債の部合計</b>	<b>7,501,364</b>
その他の有形固定資産	7,029	<b>(純資産の部)</b>	
無 形 固 定 資 産	2,896	資 本 金	42,103
ソフトウェア	2,591	資 本 剰 余 金	30,301
その他の無形固定資産	305	利 益 剰 余 金	307,315
繰 延 税 金 資 産	1,591	自 己 株 式	△ 1,121
支 払 承 諾 見 返	15,284	<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>378,599</b>
貸 倒 引 当 金	△ 27,114	その他有価証券評価差額金	274,404
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 2,684
		土 地 再 評 価 差 額 金	1
		退職給付に係る調整累計額	△ 5,556
		その他の包括利益累計額合計	266,164
		新 株 予 約 権	518
		非 支 配 株 主 持 分	7,770
		<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>653,053</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>8,154,418</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>8,154,418</b>

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		112,689
資金運用収益	76,183	
貸出金利息	49,291	
有価証券利息配当金	26,171	
コールローン利息及び買入手形利息	208	
預け金利息	4	
その他の受入利息	506	
役員取引等収益	19,092	
その他の業務収益	11,837	
その他の経常収益	5,576	
貸倒引当金戻入益	1,146	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	4,428	
経常費用		78,601
資金調達費用	5,698	
預金利息	2,970	
譲渡性預金利息	777	
コールマネー利息及び売渡手形利息	132	
債券貸借取引支払利息	56	
借入金利息	647	
その他の支払利息	1,114	
役員取引等費用	6,393	
その他の業務費用	4,266	
営業経費用	58,919	
その他の経常費用	3,323	
その他の経常費用	3,323	
経常利益		34,088
特別利益		148
固定資産処分益	148	
特別損失		277
固定資産処分損	277	
税金等調整前当期純利益		33,958
法人税、住民税及び事業税	9,793	
法人税等調整額	2,041	
法人税等合計		11,835
当期純利益		22,123
非支配株主に帰属する当期純利益		801
親会社株主に帰属する当期純利益		21,322

独立監査人の監査報告書

株式会社 京 都 銀 行  
取 締 役 会 御 中

平成28年 5 月 2 日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山 口 弘 志 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 竹 新 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

株式会社 京 都 銀 行  
取締役会 御中

平成28年 5 月 2 日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 弘 志 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 新 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京都銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月2日

株式会社 京都銀行 監査役会

監査役(常勤) 西 山 忠 彦 ㊟

監査役(常勤) 松 村 孝 之 ㊟

監 査 役 佐 藤 信 昭 ㊟

監 査 役 石 橋 正 紀 ㊟

(注) 監査役佐藤信昭及び監査役石橋正紀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主のみなさまへの安定的な配当を継続して行うことならびに内部留保の充実による経営体質の強化を図ることを基本としており、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、当期の業績や今後の経営環境を総合的に勘案するとともに、株主のみなさまへの利益還元を図るため、1株につき6円とさせていただきたいと存じます。なお、昨年12月に中間配当金として1株につき6円をお支払いいたしておりますので、当年度の配当金は1株につき12円となります。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき	金 6円
総 額	2,267,957,352円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月30日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	16,000,000,000円
-------	-----------------

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	16,000,000,000円
---------	-----------------

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役12名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	たか さき ひで お 高 崎 秀 夫 (昭和19年11月2日生)	昭和42年4月 当行入行 平成9年6月 同 取締役審査部長 平成10年6月 同 取締役本店営業部長 平成13年6月 同 常務取締役 平成20年6月 同 専務取締役 平成22年6月 同 取締役頭取 平成27年6月 同 取締役会長(現職)	61,188株
		<p>【取締役候補者とした理由】平成22年6月から取締役頭取、平成27年6月から取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。</p>	
2	ど い のぶ ひろ 土 井 伸 宏 (昭和31年4月25日生)	昭和55年4月 当行入行 平成19年6月 同 取締役人事部長 平成20年6月 同 常務取締役 平成22年6月 同 常務取締役本店営業部長 平成24年6月 同 常務取締役 平成27年6月 同 取締役頭取(現職)	29,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、平成27年6月から取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。</p>	
3	こ ばやし まさ ゆき 小 林 正 幸 (昭和28年8月25日生)	昭和53年4月 当行入行 平成18年6月 同 取締役市場金融部長 平成20年6月 同 常務取締役 平成24年6月 同 常務取締役本店営業部長 平成26年6月 同 常務取締役 平成27年6月 同 専務取締役(現職) リスク統轄部、コンプライアンス統轄部、事務部、事務センター、システム部、監査部担当	55,530株
		<p>【取締役候補者とした理由】経営管理部門、市場部門、事務・システム部門等の担当役員を歴任し、平成27年6月から専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。</p>	



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
4	いのぐち じゅん じ 井野口 順 治 (昭和30年11月3日生)	昭和53年4月 当行入行 平成18年6月 同 取締役秘書室長 平成20年6月 同 常務取締役 平成27年6月 同 専務取締役(現職) 市場金融部、秘書室、人事部、金融大学 校、東京事務所担当	25,000株
【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門、融資審査部門等の担当役員を歴任し、平成27年6月から専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			
5	なか まさ ひこ 仲 雅 彦 (昭和35年6月20日生)	昭和60年4月 当行入行 平成23年6月 同 公務部長 平成24年6月 同 取締役公務部長 平成25年6月 同 取締役審査部長 平成26年4月 同 取締役融資審査部長兼融資審査部融資戦略室長 平成26年6月 同 取締役融資審査部長 平成27年6月 同 常務取締役(現職) 審査部門統括(融資審査部)、公務部、総務部担当	14,000株
【取締役候補者とした理由】 営業部門、融資審査部門の部店長を歴任し、平成27年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			
6	ひと み ひろ し 人 見 浩 司 (昭和35年11月27日生)	昭和60年4月 当行入行 平成21年6月 同 本店営業部第一部長 平成24年6月 同 取締役総合企画部長 平成26年6月 同 取締役本店営業部長 平成27年6月 同 常務取締役本店営業部長(現職)	14,000株
【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門の部店長を歴任し、平成27年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			
7	あ なみ まさ や 阿 南 雅 哉 (昭和37年3月27日生)	昭和60年4月 当行入行 平成23年4月 同 法人部長 平成24年6月 同 取締役法人部長 平成25年4月 同 取締役営業支援部長 平成27年6月 同 常務取締役(現職) 営業統轄部、営業支援部、個人営業部担当	14,000株
【取締役候補者とした理由】 営業部門の部店長を歴任し、平成27年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
8	かし はら やす お 柏 原 康 夫 (昭和14年7月14日生)	昭和38年4月 当行入行 平成4年6月 同 取締役営業開発部長 平成5年2月 同 取締役人事部長 平成6年6月 同 常務取締役 平成9年6月 同 取締役副頭取 平成10年6月 同 取締役頭取 平成22年6月 同 取締役会長 平成27年6月 同 取締役相談役(現職)	122,604株
		【取締役候補者とした理由】平成10年6月から取締役頭取、平成22年6月から取締役会長、平成27年6月から取締役相談役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
9	いわ はし とし ろう 岩 橋 俊 郎 (昭和36年12月12日生)	昭和61年4月 当行入行 平成20年6月 同 総合企画部長 平成24年6月 同 三条支店長 平成26年6月 同 取締役三条支店長 平成27年6月 同 取締役融資審査部長(現職)	11,000株
		【取締役候補者とした理由】経営管理部門、営業部門の部店長を歴任し、平成26年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
10	なか ま しん いち 中 間 信 一 (昭和17年12月19日生)	昭和52年4月 公認会計士登録 昭和52年6月 税理士登録 昭和53年9月 中間公認会計士事務所所長(現職) 昭和56年10月 中央監査法人社員 昭和63年6月 同 代表社員 平成17年6月 当行監査役 平成27年6月 同 取締役(現職)	7,000株
		【社外取締役候補者とした理由】平成27年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。公認会計士、税理士として財務および会計に相当程度の知見を有し、また、当行の社外監査役として10年間の職務経験をもとに、その経験や知見を社外取締役としての独立した立場から、引き続き当行の経営に活かすため取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去において社外役員となる以外の方法で、会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
11	こいしはら のり かず 小石原 範 和 (昭和20年6月11日生)	昭和39年5月 京都府教育委員会 昭和63年4月 京都府土木建築部用地課長 平成10年6月 同 園部地方振興局長 平成14年6月 同 出納管理局长 平成16年5月 同 企画理事兼危機管理監 平成18年5月 同 副知事 平成22年7月 京都府住宅供給公社 理事長（現職） 平成27年6月 当行取締役（現職）	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】平成27年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。長年にわたる行政の責任者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験や知見を社外取締役としての独立した立場から、引き続き当行の経営に活かすため取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 中間信一、小石原範和の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。両氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 責任限定契約の締結  
当行は、中間信一、小石原範和の両氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する額といたしております。本総会において両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 独立役員の届出  
中間信一、小石原範和の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。本総会において両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 取締役候補者11名の詳細（略歴・顔写真等）については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

以 上

## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo! ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は（株）NTTドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo! ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

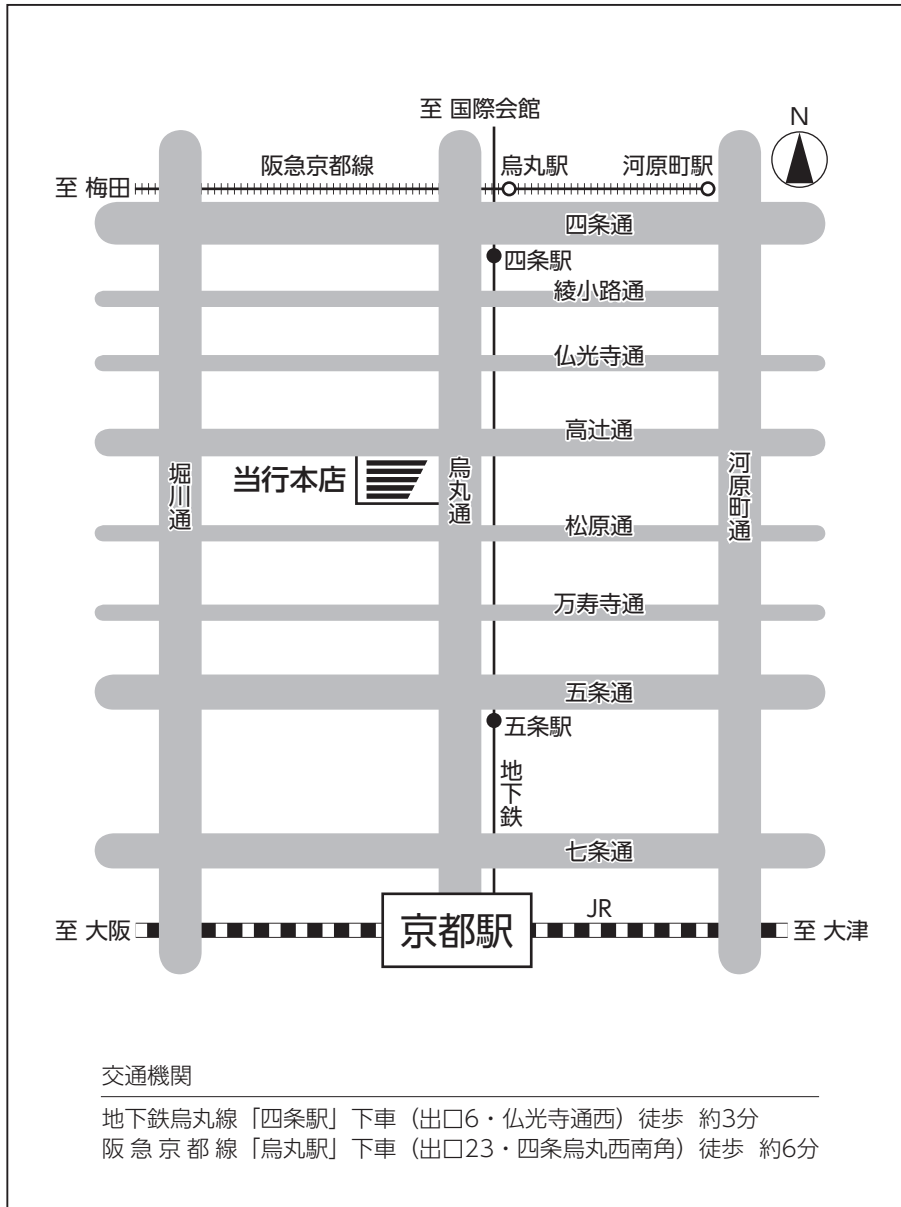
### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

# 株主総会会場ご案内図



(お願い) 駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。